

## iD 会員特約（携帯型：個人用）

### 第1条（定義）

「iD 決済システム」（以下「本決済システム」という）とは、非接触 IC 技術を活用したクレジット決済システムをいいます。

### 第2条（iD 会員（携帯型））

1. 株式会社横浜銀行（以下「当行」という）が発行する横浜バンクカードの会員（以下「会員」という）で、本特約及び横浜バンクカード会員規定（以下「会員規定」という）を承認のうえ、当行所定の方法で申込みをし、当行が適当と認めた方を iD 会員（携帯型）とします。また、当行が申込みを認めた日を契約成立日とします。
2. 会員が家族会員の場合には、当該家族会員の利用につき責任を負う本会員が iD 会員（携帯型）である場合に限り、当行は当該家族会員を iD 会員（携帯型）とするものとします。
3. 本会員は、iD 会員（携帯型）である家族会員による本決済システムの利用により生じる全ての責任（利用金額の支払義務を含む）を負うものとします。この場合、iD 会員（携帯型）である家族会員は、当行が、当該家族会員による本決済システムの利用内容・利用状況等（本特約で家族会員の利用とみなす場合を含む）を本会員に通知することを、予め承諾するものとします。
4. 本会員は、iD 会員（携帯型）である家族会員に対し本特約の内容を遵守させるものとし、当該家族会員が本特約の内容を遵守しなかったことによる当行の損害（iD 会員番号、アクセスコード、iD 会員情報、暗証番号等の管理に関して生じた損害を含む）を賠償するものとします。

### 第3条（iD 会員番号及びアクセスコードの発行）

1. 当行は、iD 会員（携帯型）に対し、iD 会員番号及びアクセスコードを発行し、当行所定の方法により通知するものとします。
2. iD 会員（携帯型）は当行から通知された iD 会員番号及びアクセスコードを善良なる管理者の注意をもって使用及び管理するものとし、iD 会員（携帯型）本人以外の第三者に使用させてはなりません。
3. iD 会員（携帯型）は、第 5 条に定める会員情報登録を行う前に、通知を受けたアクセスコードを紛失し、または盗難された場合には、直ちに当行にその旨届け出るものとします。
4. 第三者が、アクセスコード及び第 4 条に定める暗証番号（以下「指定暗証番号」という）を使用して第 5 条に定める会員情報登録のうえ本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

#### 第4条（暗証番号）

1. 当行は、iD 会員（携帯型）より申出のあった iD の暗証番号を所定の方法により登録します。但し、申出がない場合または当行が定める指定禁止番号を申出た場合は、当行所定の方法により登録することがあります。
2. iD 会員（携帯型）は、暗証番号を他人に知られないよう、善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。iD の利用にあたり、登録された暗証番号が使用されたときは、当行に責のある場合を除き、iD 会員（携帯型）は、そのために生ずる一切の債務について支払いの責を負うものとします。

#### 第5条（会員情報登録）

1. 当行は、iD 会員（携帯型）に対しアクセスコードを通知することにより、iD 会員（携帯型）が本決済システムで使用する自己の管理する携帯機器に対して、本決済システムの利用に必要な情報（以下「iD 会員情報」という）を登録（以下「会員情報登録」という）することを承認します。なお、iD 会員（携帯型）は、当行が指定する所定の期間（以下「会員情報登録期間」という）内に会員情報登録するものとし、会員情報登録期間終了後に会員情報登録する場合、または一度会員情報登録してから再度会員情報登録する場合には、事前に当行に届出のうえ当行の承認を得るものとします。
2. iD 会員（携帯型）は、当行が指定するダウンロードセンターから本決済システムを利用するために必要な当行が指定するアプリケーション等（以下「指定アプリケーション」という）を、当行所定の方法で携帯機器にダウンロードしたうえで、アクセスコード及び指定暗証番号を入力するなど当行所定の方法により会員情報登録するものとします。但し、携帯機器が予め会員情報登録が可能な状態となっている場合、当該アプリケーションの設定の手続きは省略できるものとします。
3. iD 会員（携帯型）は前項の手続きに先立ち、自己の責任及び費用負担において、本決済システムに対応しうる機能を備えた携帯機器の準備、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約の締結及びその他本決済システムの利用に必要な準備をおこなうものとします。
4. iD 会員（携帯型）が前項の準備を怠ったことにより本決済システムの利用ができない場合、当行は一切の責任を負わないものとします。また、携帯電話通信業者とのインターネット利用サービス契約が終了した場合には、本決済システムの利用の一部または全部が制限される場合があります。

#### 第6条（iD 携帯の利用）

iD 会員（携帯型）は、前条第2項に定める手続きをおこない会員情報登録が完了した携帯機器（以下「iD 携帯」という）を当行所定の方法で使用するにより、決済用カードに

代えて、本決済システムの利用が可能な加盟店（以下「iD 加盟店」という）での支払い手段とすることができます。

#### 第7条（iD 携帯の管理）

1. iD 会員（携帯型）は、iD 携帯を善良なる管理者の注意をもって使用・保管・管理し、iD 会員（携帯型）本人以外の第三者に iD 携帯による本決済システムの利用をさせてはなりません。
2. iD 会員（携帯型）は、iD 携帯につき機種変更若しくは修理または第三者に対する譲渡、貸与、担保提供若しくは廃棄等の一切の処分を行う場合には、当行所定の方法によりその旨届け出るものとし、あわせて iD 携帯に登録されている会員情報を事前に削除するものとします。
3. iD 会員（携帯型）は、iD 携帯に装備された IC チップおよびアプリケーションにつき変造、偽造、複製、分解、解析等をおこなってはなりません。
4. iD 会員（携帯型）が前3項に違反したことにより iD 会員（携帯型）本人以外の第三者が iD 携帯を使用して本決済システムを利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

#### 第8条（ご利用代金の支払い）

1. 本会員である iD 会員（携帯型）は、本特約に基づく一切の債務を、会員規定に従い iD 会員（携帯型）が予め指定する決済用の当行クレジットカード（以下「決済用カード」という）の利用代金として、その他の決済用カードの利用代金等と合算して支払うものとします。
2. 前項の支払いのうち iD 加盟店での利用に係る支払期日及び支払金額等は、原則として1回払いに関する会員規定を準用します。但し、決済用カードの支払区分が「あとからリボ」の場合は会員規定第13条の定めに基づき支払い、「マイ・ペイすリボ」の場合は特約の定めに基づき支払うものとします。また、利用後に当該利用代金を分割払いに変更する場合は、会員規定第14条の定めに基づき支払うものとします。

#### 第9条（海外利用代金の決済レート等）

本決済システムによる海外の iD 加盟店での買物ご利用代金は、取引時点で「iD」ブランドセンターが指定するレートで日本円に換算されます。

#### 第10条（ご利用枠）

1. iD 会員（携帯型）は、決済用カードの利用枠の範囲内で、決済用カードの代わりに iD 携帯を第6条に定めるとおり利用できるものとします。
2. 当行は、前項の規定にかかわらず暗証番号入力を伴わない取引については当該取引の利

用条件を別途指定することができ、iD 会員（携帯型）はこれに従うものとします。

3. iD 会員（携帯型）は、当行が適当と認めた場合、本条第 1 項の規定にかかわらず、決済用カードの利用枠を超えて iD 携帯を利用できるものとします。その場合も、iD 会員（携帯型）は当然に支払いの責を負うものとします。

#### 第 11 条（紛失・盗難）

1. iD 会員（携帯型）は、iD 携帯または iD 会員情報が紛失・盗難・詐取・横領等(以下まとめて「紛失・盗難」という)により本決済システムにおいて他人に不正利用された場合、会員は、本決済システムでの当該利用代金についてすべて支払の責を負うものとします。
2. iD 会員（携帯型）は、iD 携帯または iD 会員情報が紛失・盗難にあった場合、直ちにその旨を当行に通知または届け出るものとします。

#### 第 12 条（会員保障制度）

1. 前条第 1 項の規定にかかわらず、当行は iD 会員（携帯型）が紛失・盗難により他人に iD 携帯または iD 会員情報を不正利用された場合であって、前条第 2 項の警察並びに当行への届出がなされたときは、これによって iD 会員（携帯型）が被る本決済システムでの不正利用による損害をてん補します。
2. 保障期間は、iD 携帯の入会日から決済用カードの最初に到来する保障期限までとし、以降一年毎に自動的に更新されるものとします。
3. 次の場合は、当行はてん補の責を負いません。
  - (1) iD 会員（携帯型）の故意若しくは重大な過失に起因する損害。
  - (2) 損害の発生が保障期間外の場合。
  - (3) iD 会員（携帯型）の家族・同居人・当行から通知したアクセスコードの受領の代理人による不正利用に起因する場合。
  - (4) iD 会員（携帯型）が本条第 4 項の義務を怠った場合。
  - (5) 紛失・盗難または被害状況の届けが虚偽であった場合。
  - (6) 暗証番号入力を伴う取引についての損害。(但し、当行に登録されている暗証番号の管理について、会員に故意または過失がないと当行が認めた場合はこの限りではありません。)
  - (7) 前条第 2 項の紛失・盗難の通知を当行が受領した日の 61 日以前に生じた損害。
  - (8) 戦争・地震等による著しい秩序の混乱中に生じた紛失・盗難に起因する損害。
  - (9) その他本特約及び会員規定の違反に起因する損害。
4. iD 会員（携帯型）は、損害のてん補を請求する場合、損害の発生を知った日から 30 日以内に当行がてん補に必要と認める書類を提出すると共に、被害状況等の調査に協力するものとします。

#### 第 13 条（有効期限）

1. iD 会員情報の本決済システムにおける有効期限は、当行が指定するものとし、有効期限は書面、電子メール、または本カードの券面に記載する方法、その他当行所定の方法により通知する年月の末日までとします。
2. iD 会員情報の有効期限の 2 ヶ月前までに申出がなく、当行が引き続き iD 会員（携帯型）として認める場合には、有効期限を更新し、iD 会員（携帯型）に通知します。
3. 前項の場合、iD 会員（携帯型）は改めて第 5 条に準じて会員登録をおこなうものとします。

#### 第 14 条（退会、会員資格の取消）

1. iD 会員（携帯型）が iD 会員（携帯型）を退会する場合は、当行所定の方法により当行に届け出るものとします。
2. iD 会員（携帯型）が退会などにより決済用カードに関する会員資格を失った場合は、同時に iD 会員（携帯型）としての会員資格を失うものとします。
3. iD 会員（携帯型）は iD 会員（携帯型）としての会員資格を取り消された場合または退会した場合、速やかに iD 携帯に登録されている iD 会員情報を削除するものとします。なお、当該措置をおこなわなかったことにより第三者が iD 携帯を本決済システムで利用した場合、当該第三者による利用を iD 会員（携帯型）本人の利用とみなします。

#### 第 15 条（再発行）

1. 当行は、会員情報登録前のアクセスコードの紛失若しくは盗難等、または iD 携帯の機種変更、紛失、盗難または破損等の理由により、iD 会員（携帯型）が iD 会員番号及びアクセスコードの発行を希望し当行が適当と認めた場合には iD 会員番号及びアクセスコードを再発行します。
2. 前項の場合、iD 会員（携帯型）は新たに通知されたアクセスコードを使用して改めて第 5 条に準じて会員登録をおこなうものとします。

#### 第 16 条（利用停止措置）

当行は、iD 会員（携帯型）が本特約若しくは会員規定に違反した場合または iD 携帯若しくは決済用カードの使用状況が適当でないと当行が判断した場合、会員に通知することなく iD 携帯による本決済システムの利用停止措置をとることができるものとし、iD 会員（携帯型）は予めこれを承諾するものとします。

#### 第 17 条（本サービスの中止、一時停止）

当行は、以下のいずれかに該当する場合には、iD 会員（携帯型）に対する事前の通知なく、本決済システムにおける iD 携帯の取扱いの中止または一時停止することができます。この

場合、当行は、本決済システムにおける iD 携帯の取扱いを中止または一時停止することにより、iD 会員（携帯型）に対する損害賠償義務等の一切の責任を負わないものとします。

- (1) 天災、停電、通信事業者の通信設備異常、コンピュータシステムの異常、戦争等の不可抗力により、本決済システムにおける iD 携帯の取扱いが困難であると当行が判断した場合。
- (2) その他、コンピュータシステムの保守他、当行がやむを得ない事情で本決済システムにおける iD 携帯の取扱いの中止または一時停止が必要と判断した場合。

#### 第 18 条（免責）

1. 当行は、iD 会員（携帯型）が iD 携帯を使用して本決済システムを利用したことにより、iD 携帯の各種機能または iD 携帯内に保存された各種データ等に何らかの悪影響が及び、iD 会員（携帯型）または第三者に損害が発生した場合でも、当行に故意または重過失があった場合を除き責任を負わないものとします。
2. 当行は、本特約に別途定める場合を除き、iD 携帯および iD 携帯に装備された IC チップ等の欠陥、品質不良等の原因により iD 会員（携帯型）が iD 携帯を使用して本決済システムを利用することができない場合でも、責任を負わないものとします。但し、当行の故意または重過失による当行が指定するアプリケーションの欠陥、品質不良等によることが明らかな場合はこの限りではありません。

#### 第 19 条（特約の変更、承認）

本特約の変更については当行から変更内容を通知した後、または新特約を送付した後に iD 携帯を本決済システムで利用したときは、変更事項または新特約を承認したものとみなします。また、法令の定めにより本特約を変更出来る場合には、当該法令に定める手続きによる変更も可能なものとします。

#### 第 20 条（会員規定の適用）

本特約に定めのない事項については、会員規定を適用するものとします。

以上

（2019年5月）